

表 灯火類一覧

※表中の詳細や記載していない事項などについては本文を参照

条	灯火類		条件	備え付け	性能	灯光の色	取付個数	最高光度の合計 もしくは形状	見える範囲	取付位置	主な操作	主な構造	点灯条件
第32条	前照灯等	走行用前照灯	必須	前面	・夜間前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能	白色	2個又は4個	430,000cdを超えない	-	・照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること ・左右同数	・両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯 ・すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯	・車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない	・点滅するものではないこと
		すれ違い用前照灯	必須	前面	・照射光線が他の交通を妨げない ・全てを同時に照射したときに、夜間前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能	白色	2個	-	-	・上縁の高さが地上1.2m以下、下縁の高さが地上0.5m以上 ・最外側から400mm以内 ・中心面に対して対称	・運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、全ての走行用前照灯を消灯	・車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない	・点滅するものではないこと
		配光可変型前照灯	任意	前面	・夜間に走行用ビームを照射したときに、前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能 ・すれ違い用ビームは当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能	白色	左右それぞれ1個以上	430,000cdを超えない	-	・照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること ・上縁の高さが地上1.3m以下 ・下縁の高さが地上0.5m以上 ・中心面に対して対称 ・最外側から車両中心線側に400mm以下	・左右1個以上が同時に点灯 ・すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、すべての走行用ビームが消灯	・車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない	・点滅するものではないこと
第33条	前部霧灯	任意	前面	・照射光線が他の交通を妨げない	白色又は淡黄色であり、その全てが同一	同時に3個以上点灯しない	-	・水平面より上方5°、下方5° ・内側方向10°、外側方向45°	・上縁の高さが地上800mm以下（車両総重量3.5t以下のもの以外は地上1,200mm以下） 下縁の高さが地上250mm以上 ・すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下 ・自動車の最外側から400mm以内	・走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるもの	・車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない	・点滅するものではないこと	
第33条の2	側方照射灯	任意	前面の両側又は両側面の前部	・すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯	白色	車両中心面の両側に1個ずつ	16,800cd以下	-	・下縁の高さが地上0.25m以上 上縁の高さが地上0.9m以下 ・すれ違い用前照灯の照明部の上縁以下 ・照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間	-	・同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動 ・方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造	・点滅するものではないこと	
第33条の3	低速走行時側方照射灯	任意	側面	・前進時、最高速度15km/hを超えた場合は消灯	白色	1個又は2個	500cd以下	-	・自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること	-	・前照灯が点灯していない場合、点灯できない	・点滅するものではないこと	
第34条	車幅灯	必須	前面の両側	・夜間前方300mの距離から点灯を確認できるもの ・照射光線が他の交通を妨げない	白色 方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているものは、「橙色」可	2個又は4個	-	・水平面より上方15°、下方15° ・内側方向45°、外側方向80°（車両総重量3.5t以下のものは「外側方向45°」で可）	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.25m以上 ・最外側から400mm以内 ・中心面に対して対称	-	・尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造 （駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない）	・点滅するものではないこと	
第34条の2	前部上側端灯	任意	前面の両側	・夜間前方300mの距離から点灯を確認できるもの ・照射光線が他の交通を妨げない	白色	2個又は4個	-	・水平面より上方15°、下方15° ・進行方向に平行な鉛直面、外側方向80°	【2個の場合】 ・上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上 ・最外側から400mm以内 ・車幅灯から200mm以上離れる ・中心面に対して対称	-	・車幅灯が点灯している場合に消灯できない	・点滅するものではないこと	

表 灯火類一覧

※表中の詳細や記載していない事項などについては本文を参照

条	灯火類	条件	備え付け	性能	灯光の色	取付個数	最高光度の合計 もしくは形状	見える範囲	取付位置	主な操作	主な構造	点灯条件
第34条の3	昼間走行灯	任意	前面	・照射光線が他の交通を妨げない	白色	2個	1,440cd以下 照明部の大きさは、 25cm ² 以上200cm ² 以下	・水平面より上方10°、下方10° ・内側方向20°、外側方向20°	・最内縁において600mm以上の間隔 ・下縁の高さが地上250mm以上 上縁の高さが地上1,500mm以下 ・中心面に対して対称	・始動の位置にないとき及び前部霧灯 又は前照灯が点灯しているときは、 昼間走行灯は自動的に消灯 ・自動車の前面に備える方向指示器と 昼間走行灯との距離が40mm以下で ある場合は、方向指示器の作動中、 当該方向指示器と同じ側の昼間走行 灯は、消灯するか、又は光度が低下 する構造でも可	-	・点滅するもので ないこと
第35条の2	側方灯及び 側方反射器	必須	両側面	・夜間側方150mの距離から点灯を 確認できる性能 (光源が3W以上30W以下で 照明部の大きさが10cm ² 以上であり、 かつ、その機能が正常である場合は、 この基準に適合) ・照射光線が他の交通を妨げない ・方向指示器との兼用可	橙色 後部に備える側 方灯・側方反射 器は、尾灯、後 部上側端灯、後 部霧灯、制動灯 又は後部反射器 と構造上一体と なっているもの 又は兼用のもの の場合、「赤 色」可	-	-	・水平面より上方10°、下方10° ・前方向45°、後方向45°	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.25m以上 ・照明部の間隔が3m以内 ・少なくとも左右それぞれ1個の 側方灯が、最前縁が自動車の 前端から当該自動車の長さの 3分の1以上、かつ、 最後縁が自動車の後端から 当該自動車の長さの3分の1以上 ・最前部は、前端から3m以内 ・最後部は、後端から1m以内	-	・運転者席において消灯できない構造 又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯 のいずれかが点灯している場合に 消灯できない構造	・点滅するもので ないこと (方向指示器 又は補助方向 指示器と兼用 の側方灯を 除く)
			任意					両側面	・水平面より上方10°、下方10° ・前方向30°、後方向30°	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.25m以上 ・前部の場合、当該自動車の 前端までの距離が自動車の 長さの3分の1以内 ・後部の場合、当該自動車の 後端までの距離が自動車の 長さの3分の1以内		-
		必須	側方	・夜間に側方150mの距離から走行用 前照灯で照射した場合にその反射光を 照射位置から確認できるもの (反射部の大きさが10cm ² 以上の場合は、 この基準に適合)				・反射部は、 三角形以外の形状	・側方灯【長さ6m超】に準じる (車両総重量が3.5t以下を除く)	・上縁の高さが地上1.5m以下 下縁の高さが地上0.25m以上 ・上記以外は、 側方灯【長さ6m超】に準じる (車両総重量が3.5t以下を除く)		-
第36条	番号灯	必須	後面	・夜間後方20mの距離から、 自動車登録番号標等の数字等の表示を 確認できる性能	白色	-	-	-	-	・運転者席において消灯できない構造 又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯 のいずれかが点灯している場合に 消灯できない構造	・点滅するもので ないこと	
第37条	尾灯	必須	後面の 両側	・夜間にその後方300mの距離から 点灯を確認できるもの ・照射光線は、他の交通を妨げない	赤色	-	-	・水平面より上方15°、下方15° ・内側方向45°、外側方向80°	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.35m以上 (車両総重量が3.5t以下で 諸条件を満たすものを除く) ・最外側から400mm以内 ・中心面に対して対称	-	同上	・点滅するもので ないこと
第37条の2	後部霧灯	任意	後面	他の交通を妨げないもの	赤色	2個以下	-	・水平面より上方5°、下方5° ・内側方向25°、外側方向25°	・地上1.0m以下 (自動車の後面又は側面の 後部に備える他の灯火等と 集合式のものにあっては 地上1.2m以下) ・下縁の高さが地上0.25m以上 ・制動灯の照明部から 100mm以上離れていること ・中心面に対して対称 (1個の場合は、車両中心面上 又はこれより右側の位置)	-	・前照灯又は前部霧灯が点灯している 場合にのみ点灯できる構造であり、 かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが 点灯している場合においても 消灯できる構造	・点滅するもので ないこと

表 灯火類一覧

※表中の詳細や記載していない事項などについては本文を参照

条	灯火類	条件	備え付け	性能	灯光の色	取付個数	最高光度の合計もしくは形状	見える範囲	取付位置	主な操作	主な構造	点灯条件			
第37条の3	駐車灯	任意	前面及び後面の両側又はその両側面	<ul style="list-style-type: none"> ・前面は夜間前方150mの距離 ・後面は夜間後方150mの距離 ・両側面に備えるものは夜間前方150mの距離 ・夜間後方150mの距離から点灯を確認できる性能 ・照射光線は、他の交通を妨げない 	<ul style="list-style-type: none"> ・前面：白色 ・後面：赤色 ・両側面 進行方向：白色 後退方向：赤色 側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている場合は、「橙色」可	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 【前面又は後面】 ・水平面より上方15°、下方15° ・進行方向に平行な鉛直面 外側方向45° 【両側面】 ・水平面より上方15°、下方15° ・進行方向に平行な鉛直面 外側前方向45°（白色） 外側後方向45°（赤色） 	<ul style="list-style-type: none"> 【前面又は後面】 ・自動車の最外側から400mm以内 【前面又は後面の両側】 ・中心面に対して対称 	-	<ul style="list-style-type: none"> 【後面駐車灯】 ・すべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外は、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造可 【前面駐車灯】 ・後面に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯 ----- 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅するものではないこと 			
第37条の4	後部上側端灯	任意		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できる性能 ・照射光線は、他の交通を妨げない（その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合） 	赤色	2個または4個	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方15°、下方15° ・進行方向に平行な鉛直面 外側方向80° 	<ul style="list-style-type: none"> ・最外側から400mm以内 ・尾灯から200mm以上離れる位置 【2個の場合】 ・取り付けることができる最高の高さ ・中心面に対して対称 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・尾灯が点灯している場合に消灯できない構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅するものではないこと 			
第38条	後部反射器	必須	後面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる性能（後部反射器の反射部の大きさが10cm²以上であるものは、この基準に適合） 	赤色	-	三角形以外の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方10°、下方10° ・内側方向30°、外側方向30° 	<ul style="list-style-type: none"> ・上縁の高さが地上1.5m以下 ・下縁の高さが地上0.25m以上 ・最外側から400mm以内 ・中心面に対して対称 	-	-	-			
第38条の2	大型後部反射器	必須	後面	<ul style="list-style-type: none"> ・大型後部反射器は、「反射部」又は「反射部及び蛍光部」による ・夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるもの ・昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるもの 	黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる45±5°の角度をなす縞模様であり、かつ、その幅は100±2.5mm	1個、2個又は4個	一辺の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下の長方形であり、かつ、その長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方15°、下方15°（上縁の高さが地上0.75m未満の位置に取り付けられている場合は、下方5°の平面） ・左右方向それぞれ30°の平面 	<ul style="list-style-type: none"> ・下縁の高さが地上0.25m以上 ・上縁の高さが地上1.5m以下（構造上、地上1.5m以下の位置に取り付けることができない場合は、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置） ・中心中心面に対して対称 ・自動車の後面に大型反射器を後ろに向けて、その下端が水平 	-	-	-			
第38条の3	再帰反射材	任意	線状再帰反射材	両側面及び後面	<ul style="list-style-type: none"> ・側面 白色又は黄色 ・後面 赤色又は黄色 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・テープ状又はシート状 ・テープ状の場合幅は50mm以上60mm以下 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・後面の反射材は、制動灯から200mm以上離れる位置 	-	-	-			
			輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材）										-	-	-
			特徴等表示再帰反射材												
第39条	制動灯	必須	後面の両側	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間に後方100mの距離から点灯を確認できる性能 ・照射光線は、他の交通を妨げない 	赤色	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方15°、下方15° ・内側方向45°、外側方向45° 	<ul style="list-style-type: none"> ・上縁の高さが地上2.1m以下、 ・下縁の高さが地上0.35m以上（車両総重量3.5トン超で特定条件を満たすものを除く。） ・最外側から400mm以内 ・中心面に対して対称 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅するものではないこと。ただし、運転者異常時対応システムが動作している場合を除く 			

表 灯火類一覧

※表中の詳細や記載していない事項などについては本文を参照

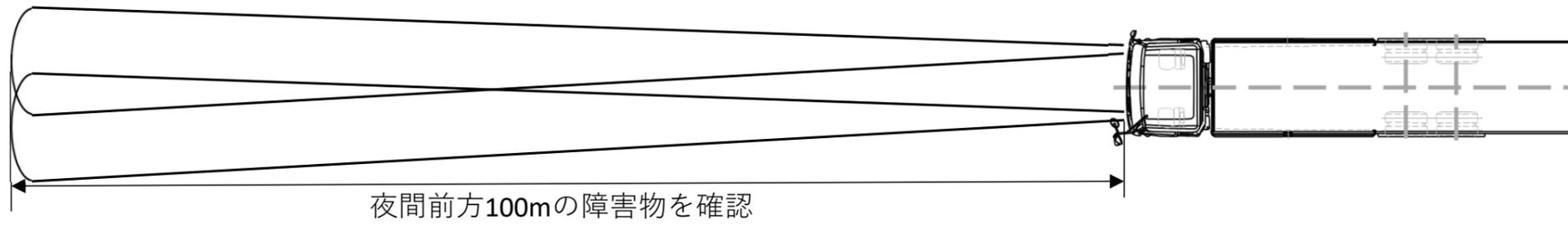
条	灯火類	条件	備え付け	性能	灯光の色	取付個数	最高光度の合計 もしくは形状	見える範囲	取付位置	主な操作	主な構造	点灯条件
第39条の2	補助制動灯 (車両総重量3.5トン以下で バン型)	必須	後面	-	赤色	-	-	・水平面より上方10°、下方5° ・内側方向10°、外側方向10°	・下縁の高さが地上0.85m以上 又は後面ガラスの 最下端の下方0.15mより上方で 制動灯の照明部の上縁以上 ・照明部の中心は、車両中心面上	-	・尾灯と兼用でないこと ・制動灯が点灯する場合のみ点灯	・点滅するものでないこと。 ただし、運転者 異常時対応シス テムが動作して いる場合を除く
第40条	後退灯	必須		・昼間にその後方100mの距離から 点灯を確認できる性能 ・照射光線は、他の交通を妨げない	白色	【長さ6m超】 2個、3個又 は4個 【それ以外】 1個又は2個	-	【1個の場合】 ・水平面より上方15°、下方5° ・内側方向45°、外側方向45° 【2個以上】 ・水平面より上方15°、下方5° ・内側方向30°、外側方向45°	【2個以下の場合】 ・後面に後方に向けて取り付け 【長さが6mを超える自動車で、 2個を超える場合】 ・自動車側面に後方に向けて 取り付け可 ----- ・上縁の高さが地上1.2m以下 下縁の高さが地上0.25m以上 ・後面2個以上の場合、少なくとも 2個が車両中心面に対して対称 な位置	・変速装置を後退の位置に操作している ・原動機の操作装置が始動の位置にある 場合にのみ点灯	-	・点滅するものでないこと
第41条	方向指示器	必須	別 表									
第41条の2	補助方向指示器	任意	両側面	-	橙色	それぞれ1個	-	-	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.35m以上	-	-	・方向指示器と 連動して点滅 ・当該非常点滅 表示灯と同時に 点滅できる
第41条の3	非常点滅表示灯	必須	前面 及び 後面	・点灯（点滅）は昼間において100mの 距離から点灯を確認できる性能 ・照明部は車両中心線上の前方及び後方30m の距離から指示部を見通すことができる 性能	橙色	それぞれ 1個ずつ	-	-	・上縁の高さが地上2.1m以下 下縁の高さが地上0.35m以上 ・最内縁の間隔は600mm以上 ・最外側から400mm以内 ・車両中心面に対して対称	・手で操作 (緊急制動表示灯の作動が停止した 場合などは、非常点滅表示灯は 自動で作動させることができる)	-	・毎分60回以上 120回以下の 一定の周期で点滅 ・全て同時に作動 して点滅
第41条の4	緊急制動表示灯	任意	別 表									
第41条の5	後面衝突警告表示灯	任意	別 表									

別表 方向指示器など

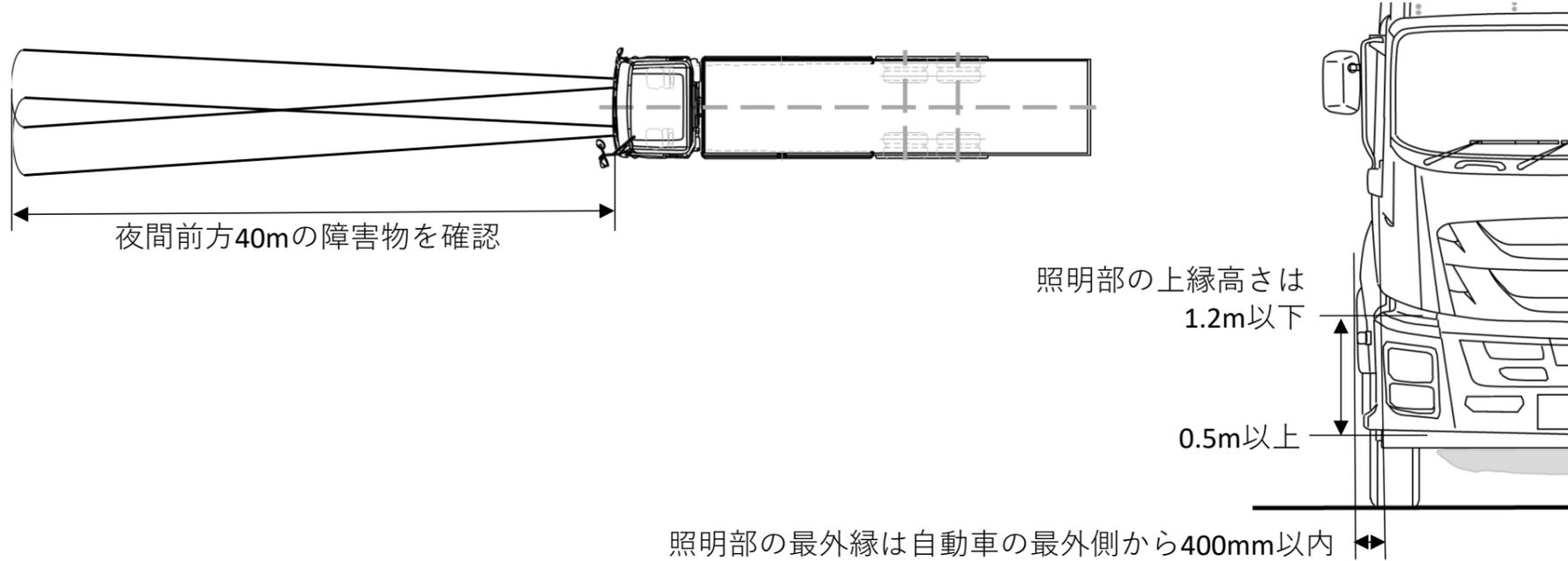
条	灯火類	内 容							
第41条	方向指示器	<ul style="list-style-type: none"> ・毎分60回以上120回以下の一定の周期 ・車両中心面に対して対称 ・他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること 							
		自動車	備え付け	昼間において点灯（点滅）を確認	少なくとも左右1個ずつの照明部（指示部）が見える視認性	色	個数	見える範囲	取付位置
		下記を除く自動車	前面	100m	30m	橙色	左右両側に1個以上	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方15°、下方15° ・内側方向45°、外側方向80° 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示部の上縁の高さは地上2.1m以下 下縁の高さは地上0.35m以上 ・指示部の最内縁の間隔は、600mm以上 ・指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内
			後面						
		大型貨物自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上）	両側面	30m	-		左右両側に1個以上	<ul style="list-style-type: none"> ・【車両総重量3.5トン以下で長さ6m以下】 ・水平面より上方15°、下方15° ・外側方向5°～60° ・【車両総重量3.5トン超で車両総重量5トン未満】 ・水平面より上方30°、下方5° ・外側方向5°～60° 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示部の上縁の高さは地上2.3m以下 下縁の高さは地上0.35m以上 ・前端から2.5m以内 ・【長さ6m以上の自動車（車両総重量3.5t以下のものを除く。）は自動車の長さの60%以内】
			両側面2個						
		大型貨物自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上）	前面	100m	30m		左右両側に1個以上	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方15°、下方15° ・内側方向45°、外側方向80° 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示部の上縁の高さは地上2.1m以下 下縁の高さは地上0.35m以上 ・指示部の最内縁の間隔は、600mm以上 ・指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内
			後面						
		大型貨物自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上）	両側面2個	30m	-		左右両側に、それぞれ前部1個、中央部1個	<ul style="list-style-type: none"> ・水平面より上方30°、下方5° ・外側方向5°～60° ・中央は、最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で、取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでのすべての位置から照明部を見通せること 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示部の上縁の高さは地上2.3m以下 下縁の高さは地上0.35m以上 ・前部は自動車の前端から運転者室の外側後端までの間 ・中央部は運転者室の後端から2.5m以内
			両側面4個						
	【例外】 車両総重量3.5t超の後面	イ 後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであり、下部に備える方向指示器にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるよう取り付けられていること。 ロ 後面の両側の上部に備える方向指示器にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。							
第41条の4	緊急制動表示灯	・制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合はその基準を準用（任意灯火装置）							
第41条の5	後面衝突警告表示灯	・方向指示器及び補助方向指示器の場合はその基準を準用（任意灯火装置）							

第32条 前照灯等 走行用前照灯

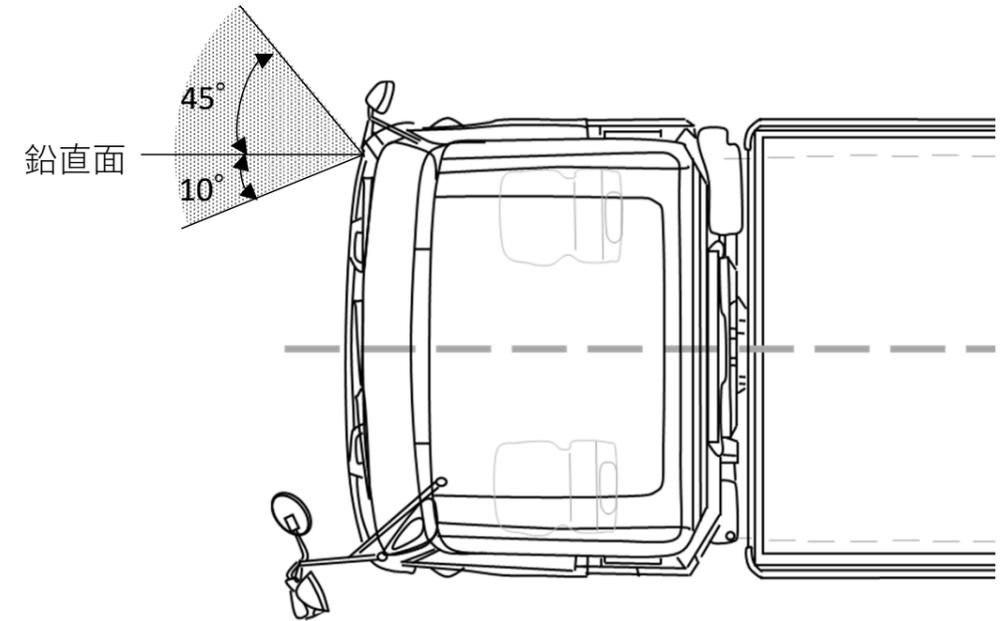
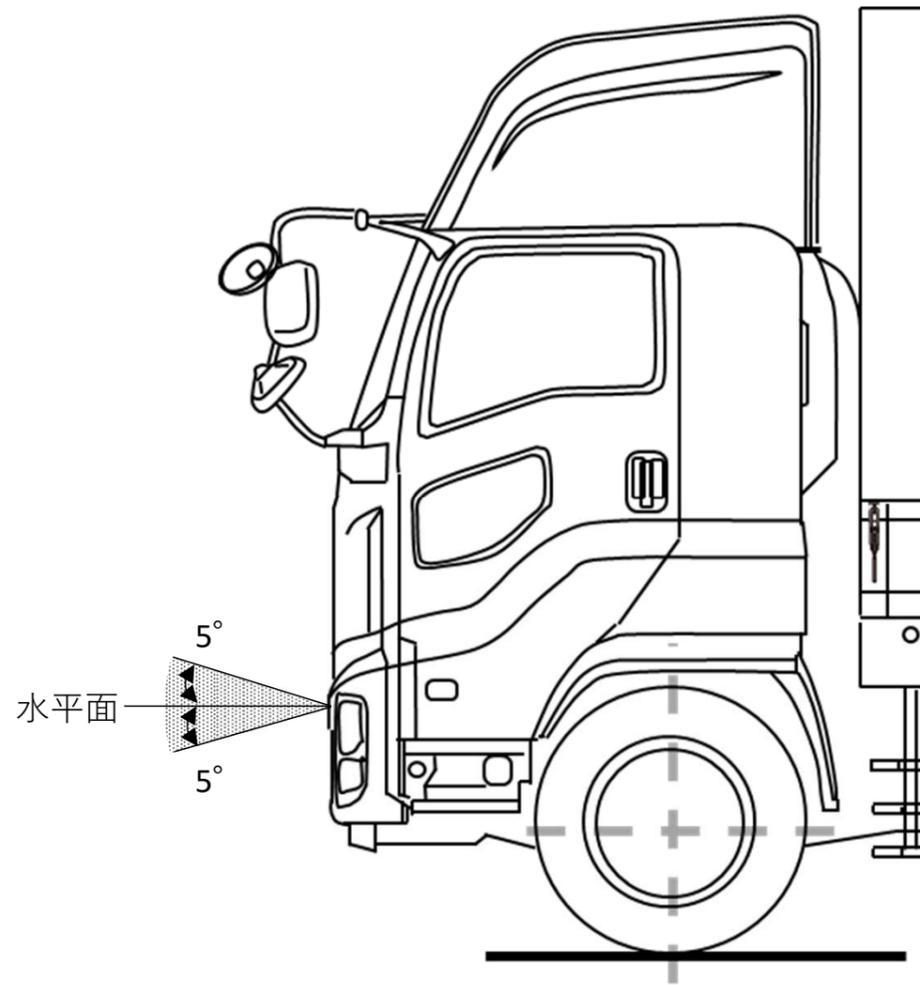
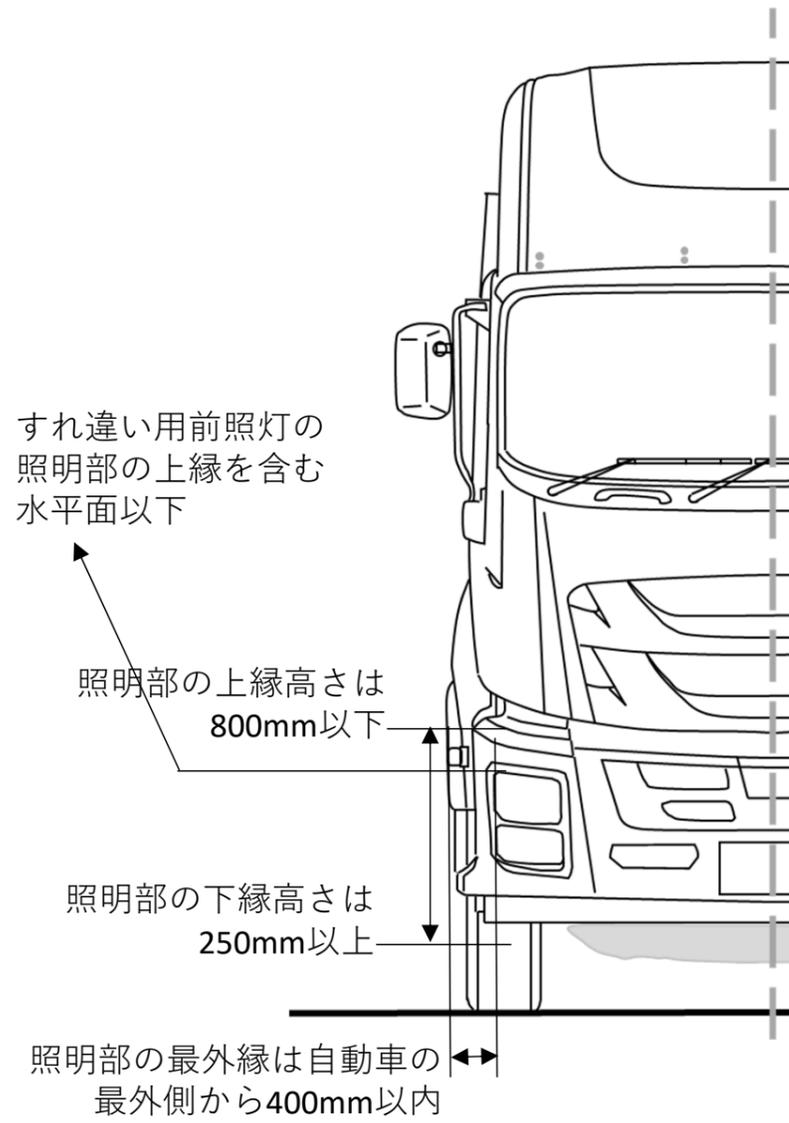
【灯火類の見え方（ポンチ絵）】



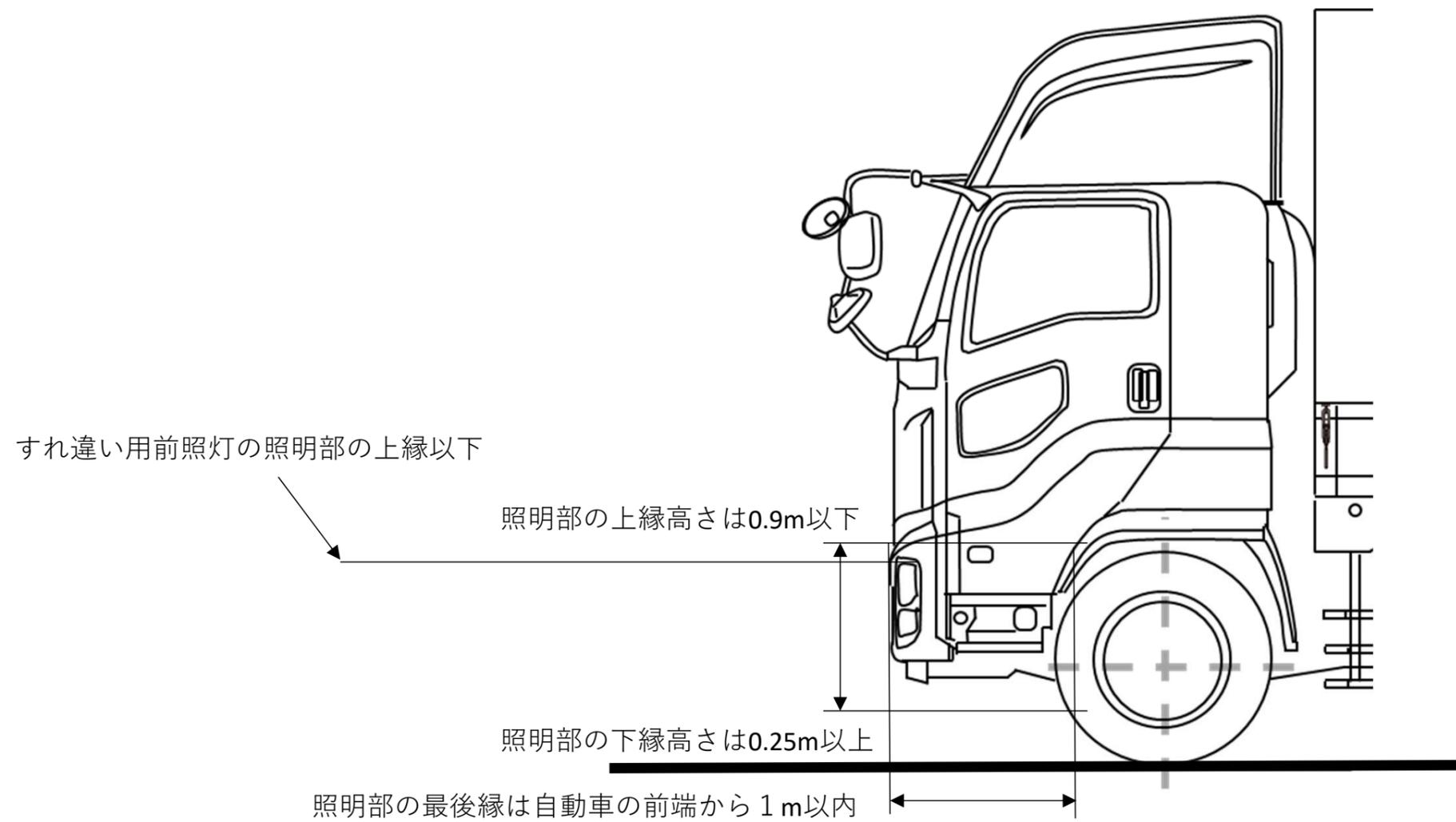
第32条 前照灯等 すれ違い用前照灯



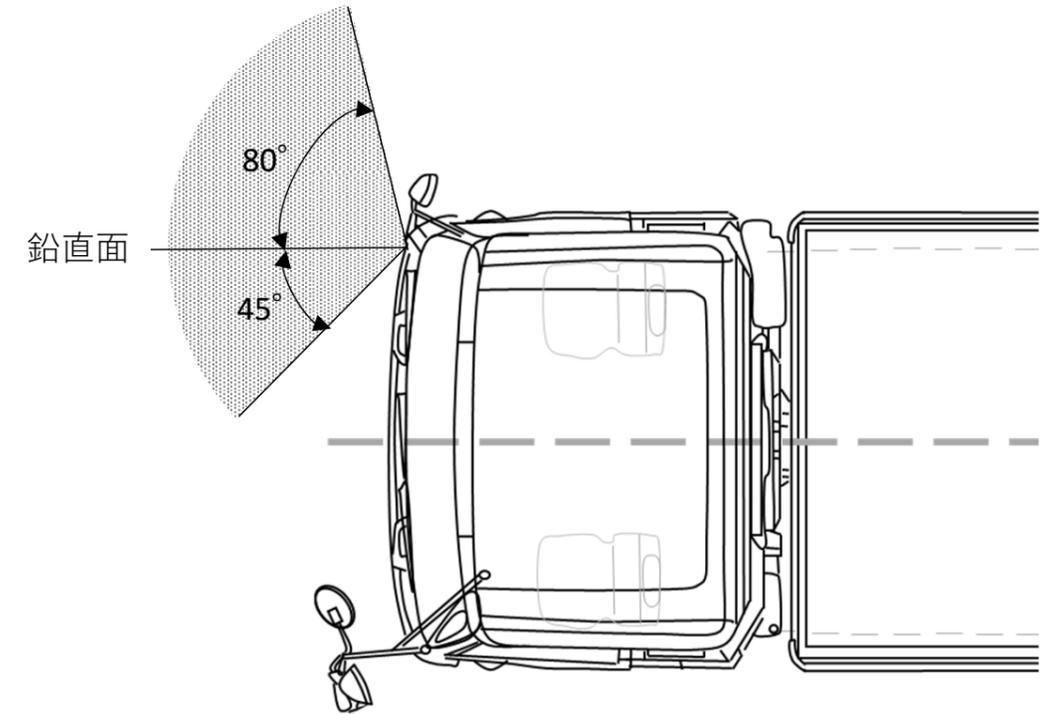
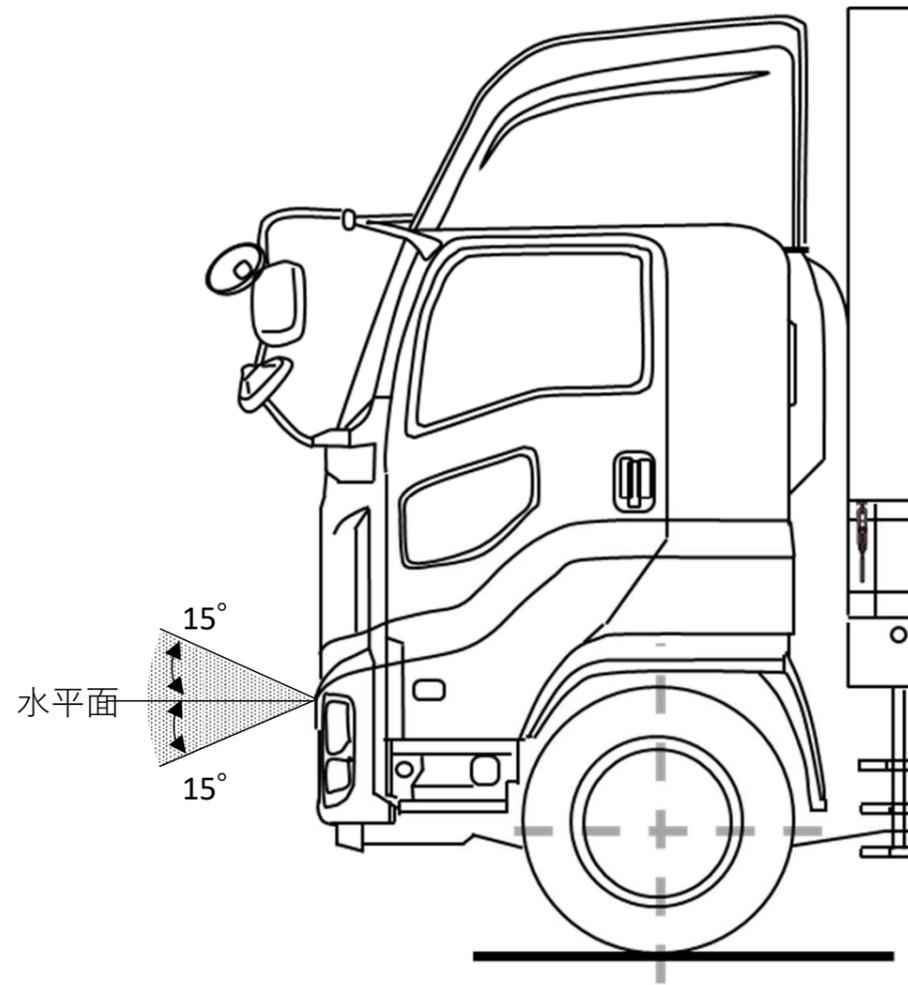
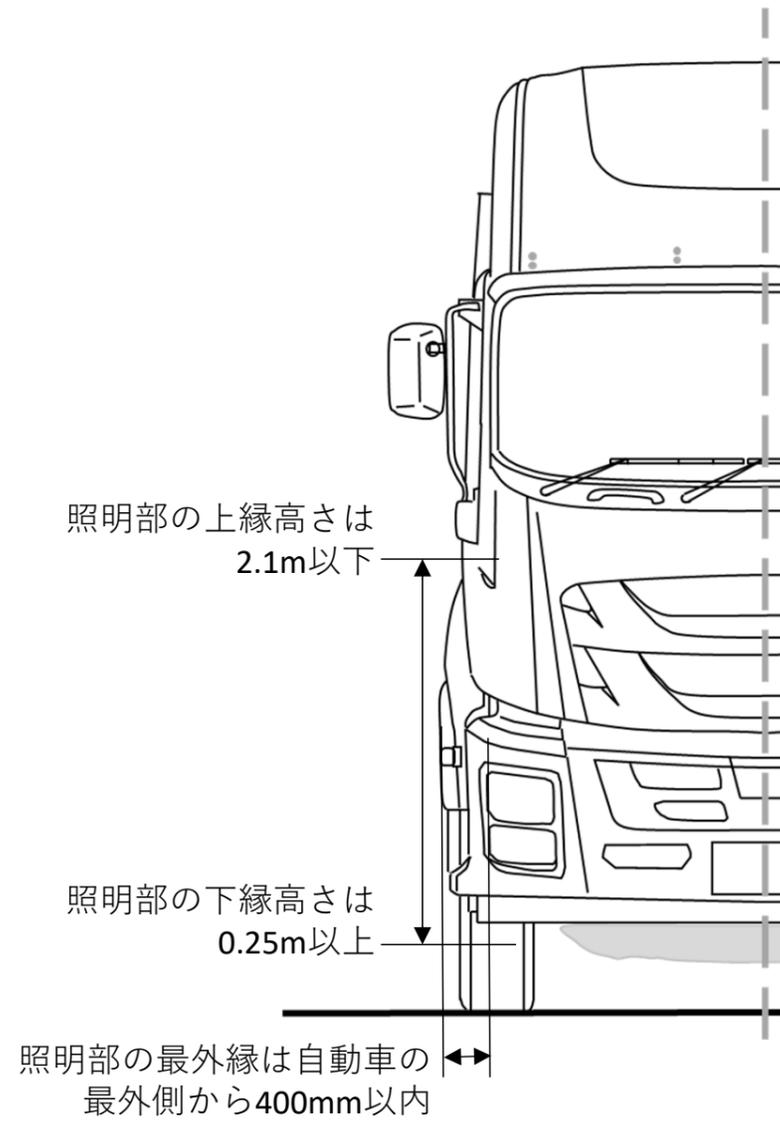
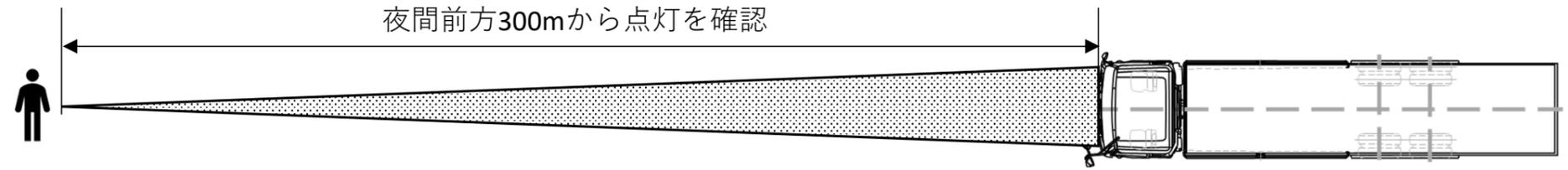
第33条 前部霧灯



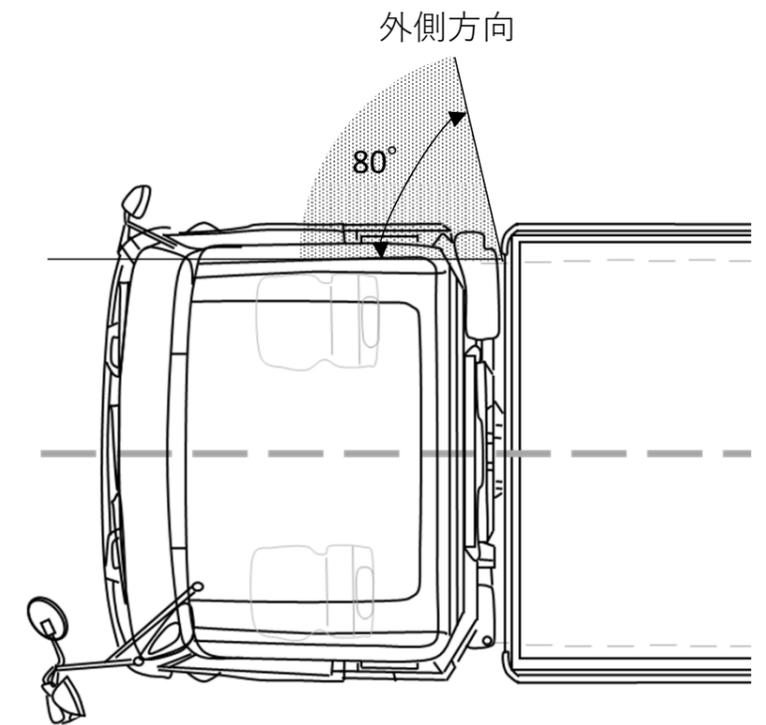
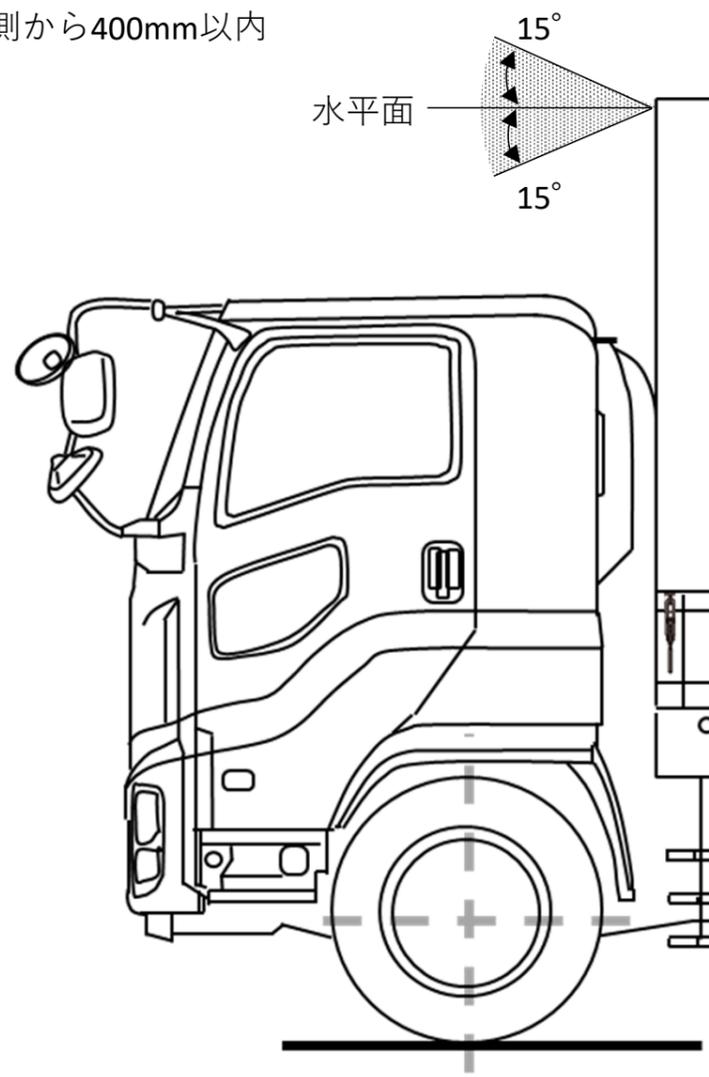
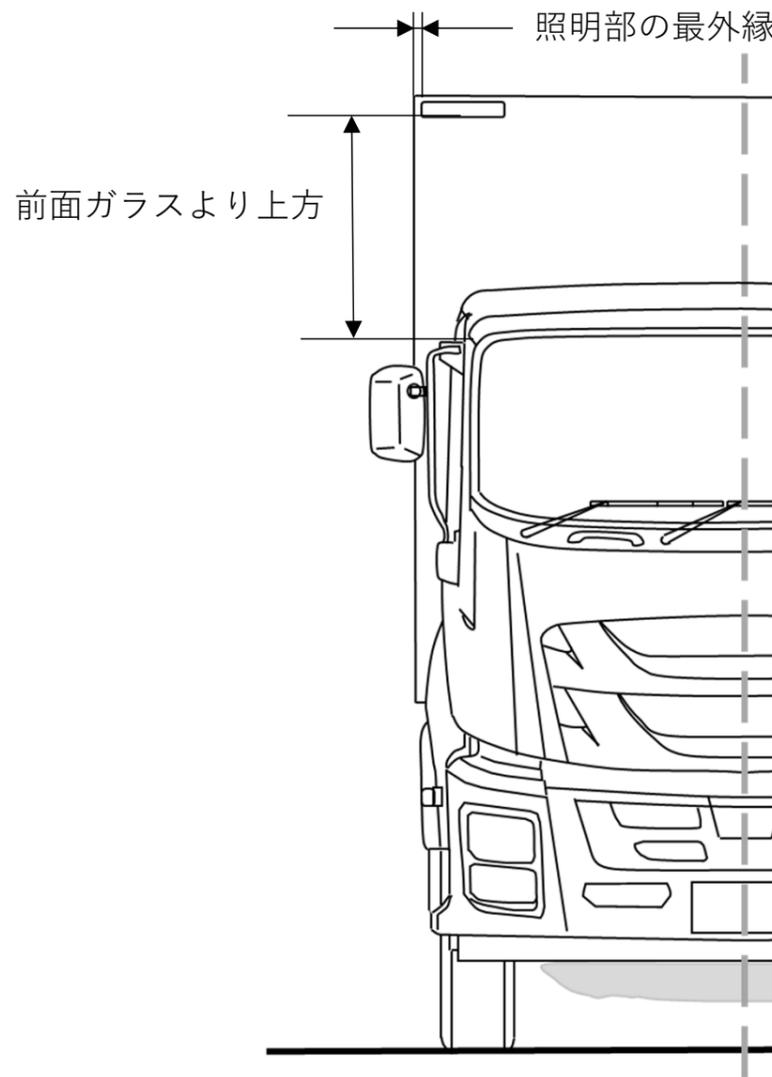
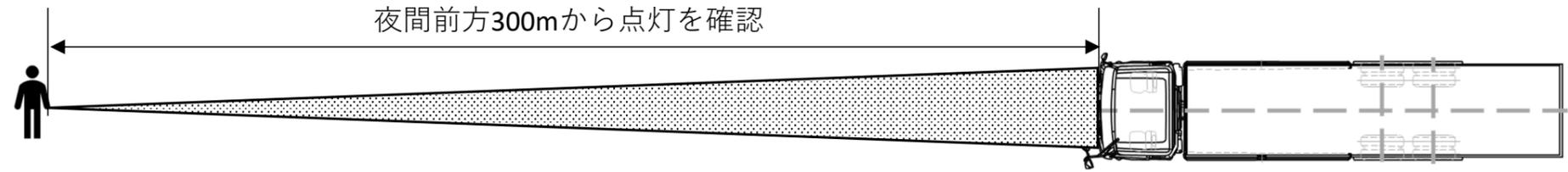
第33条の2 側方照射灯



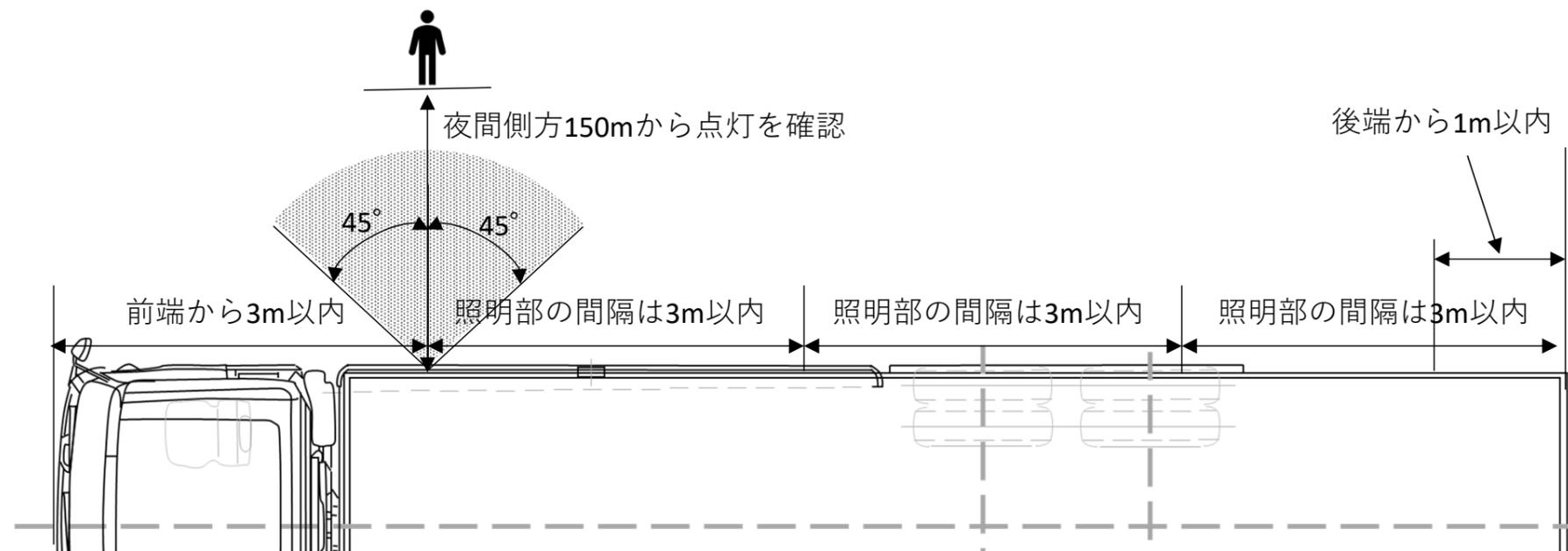
第34条 車幅灯



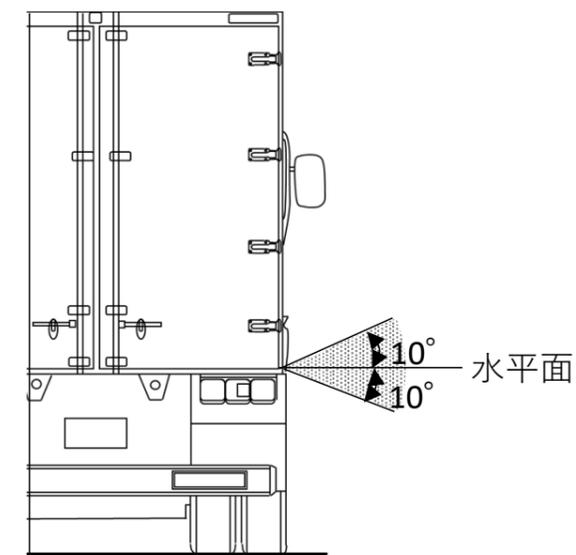
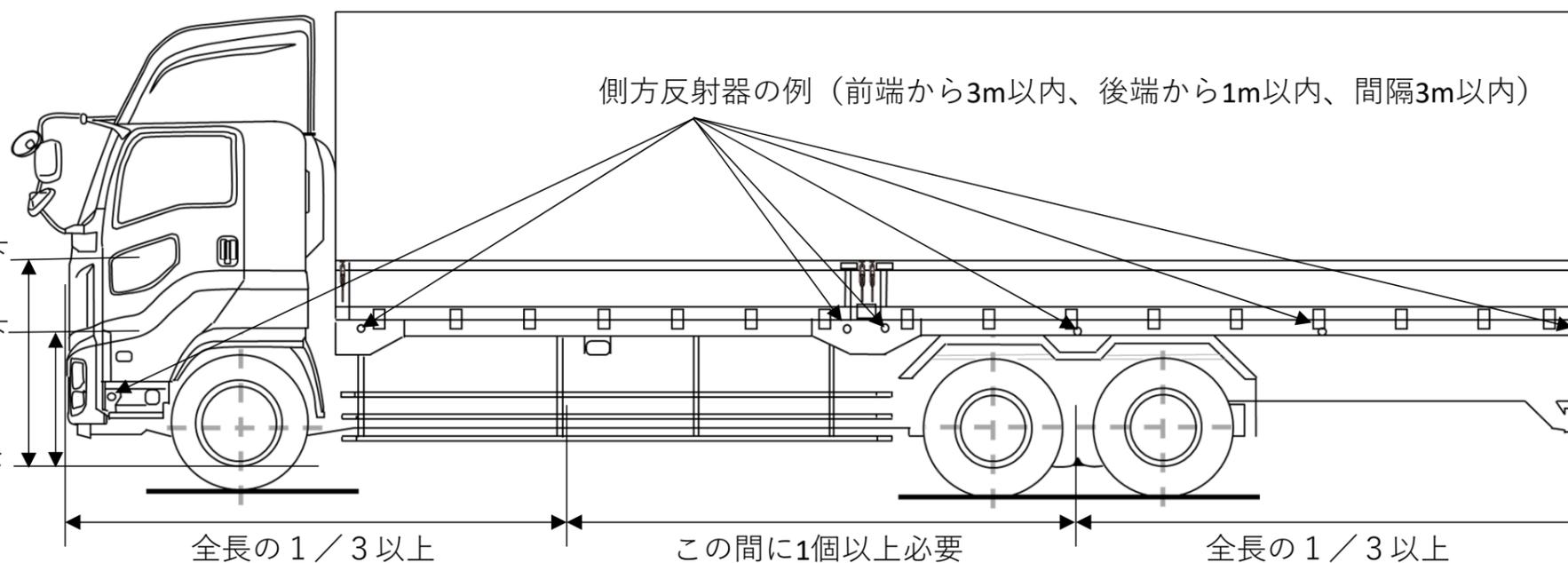
第34条の2 前部上側端灯（2個の場合）



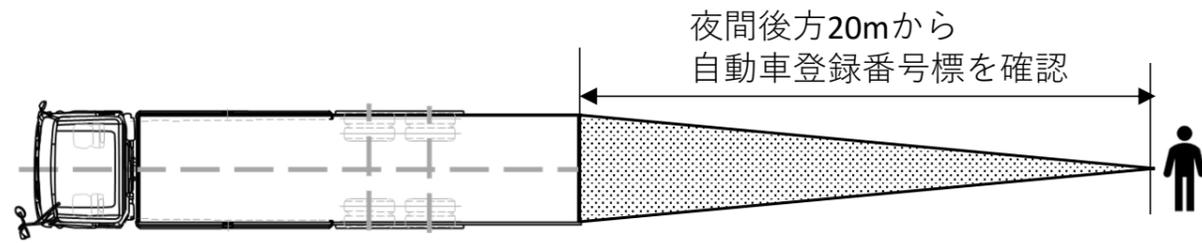
第35条の2 側方灯及び側方反射器 (長さ6メートルを超える自動車の場合)



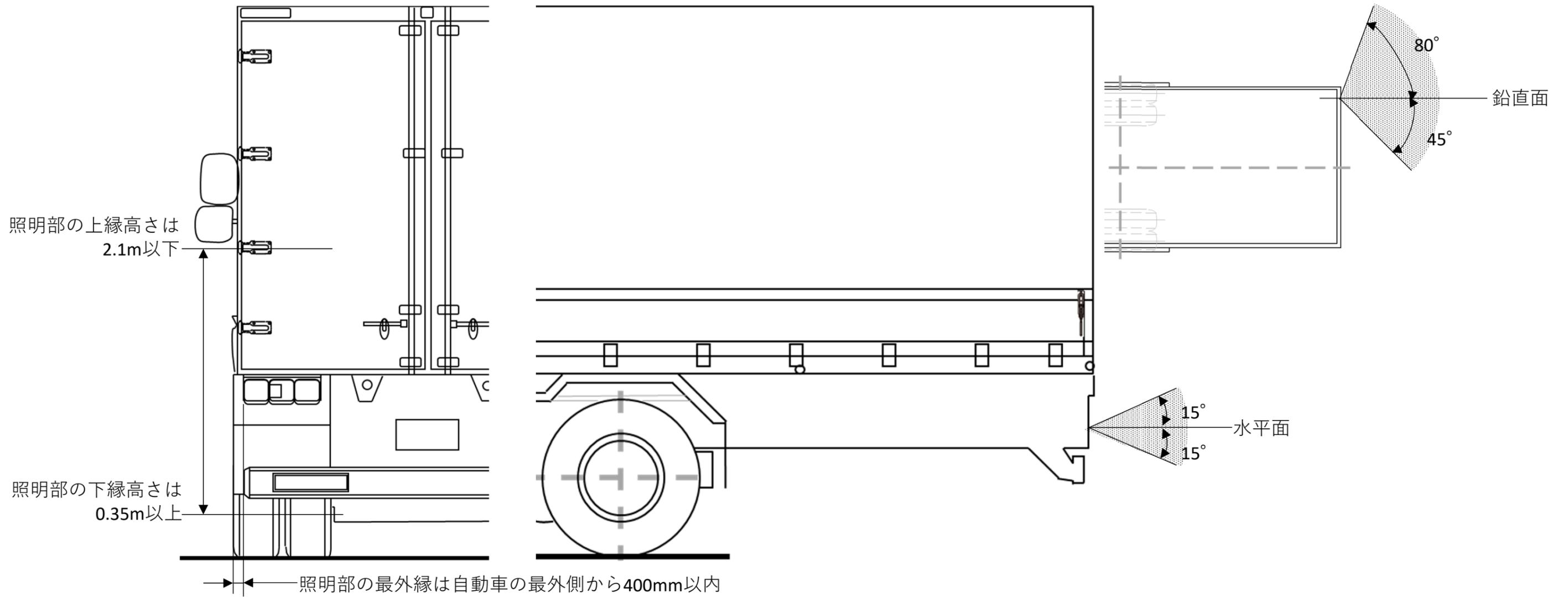
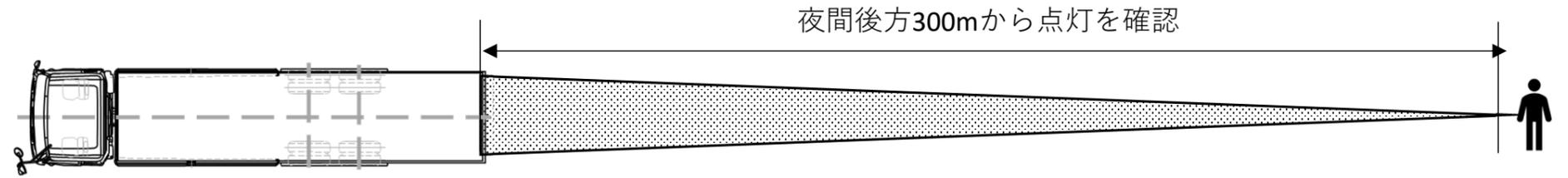
- 【側方灯】
照明部の上縁高さは2.1m以下
- 【側方反射器】
反射部の上縁高さは1.5m以下
- 【側方灯及び側方反射器】
照明部又は反射部の下縁高さは0.25m以上



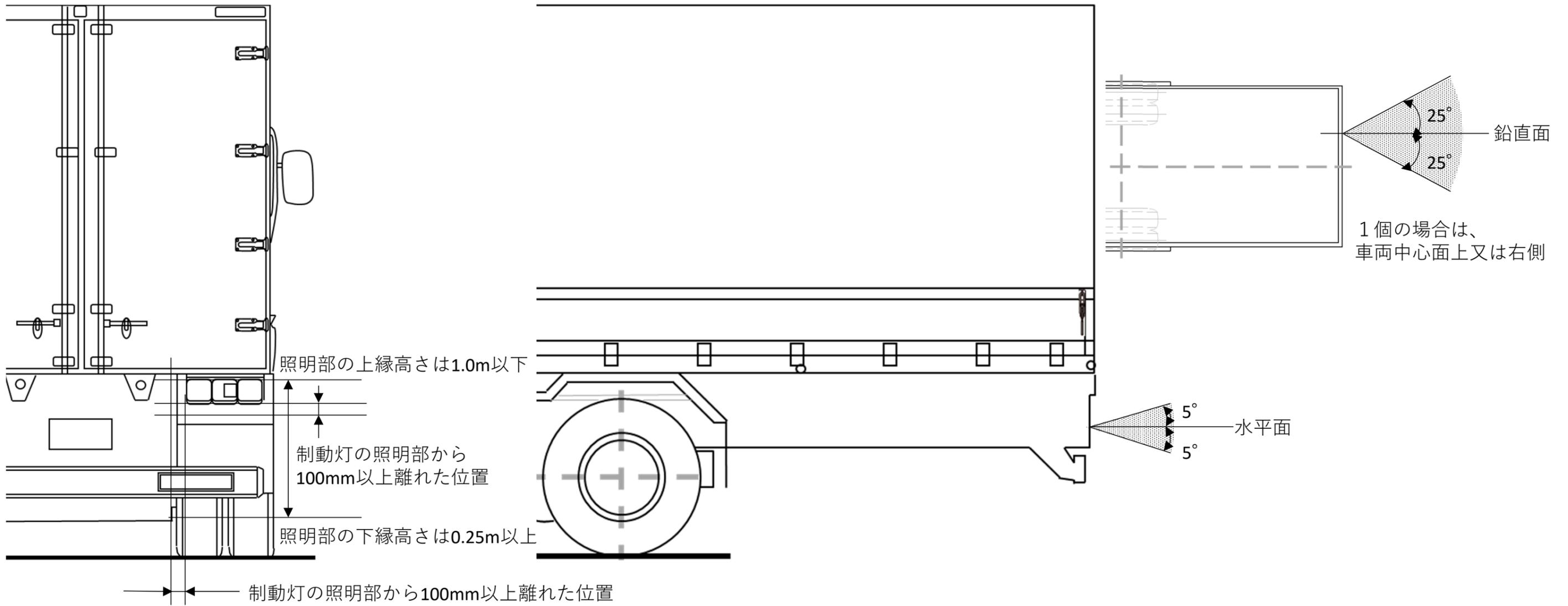
第36条 番号灯



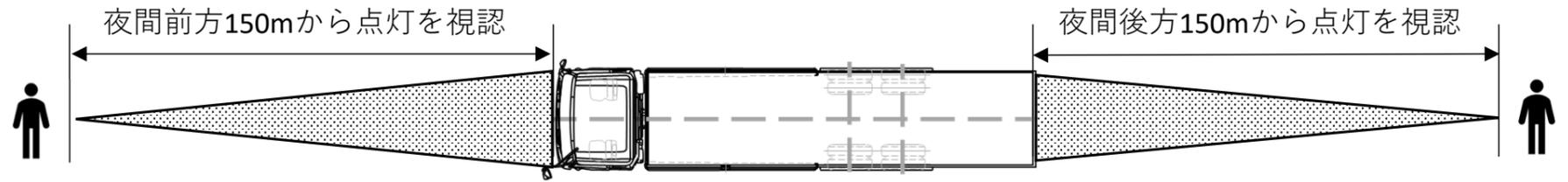
第37条 尾灯



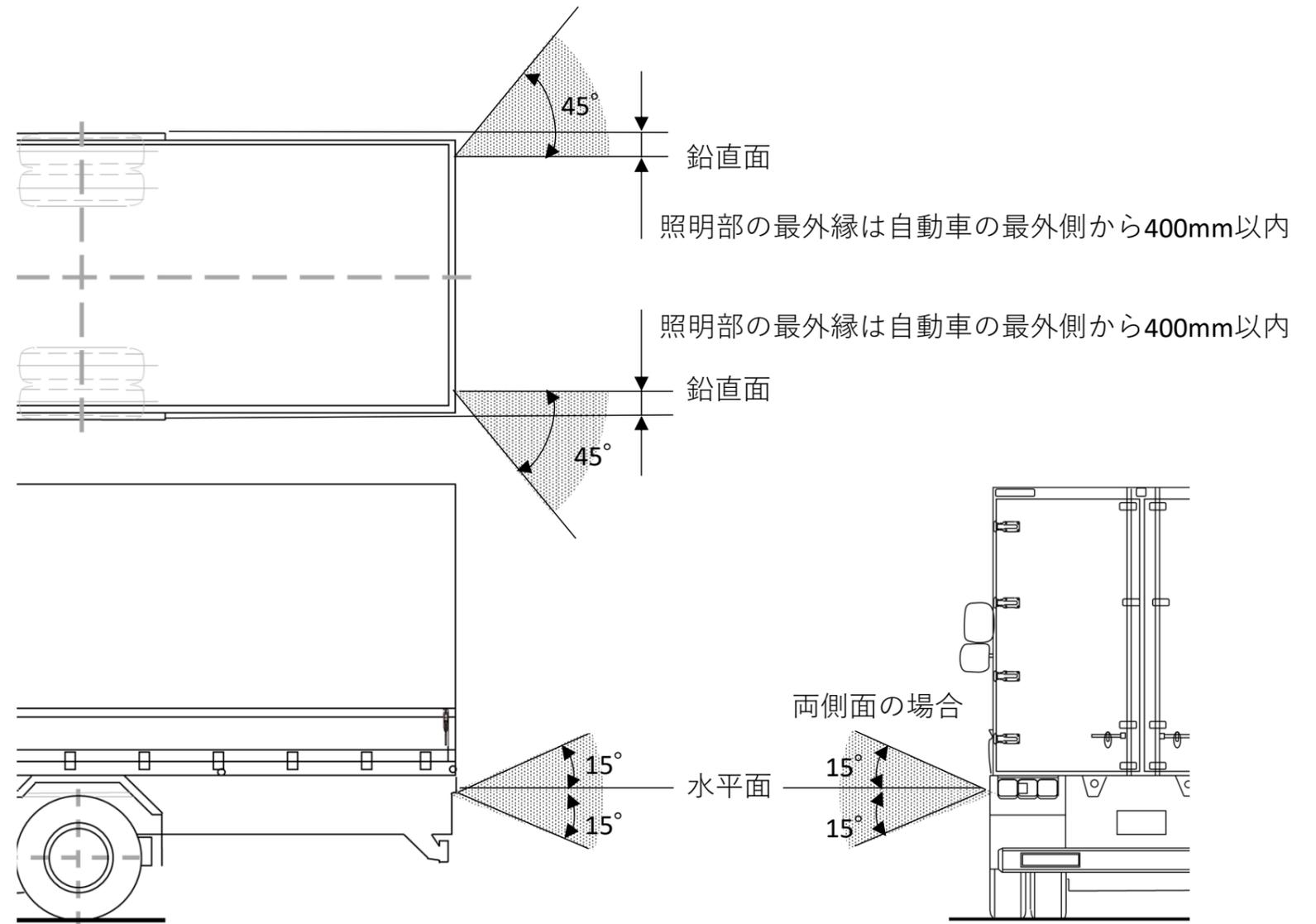
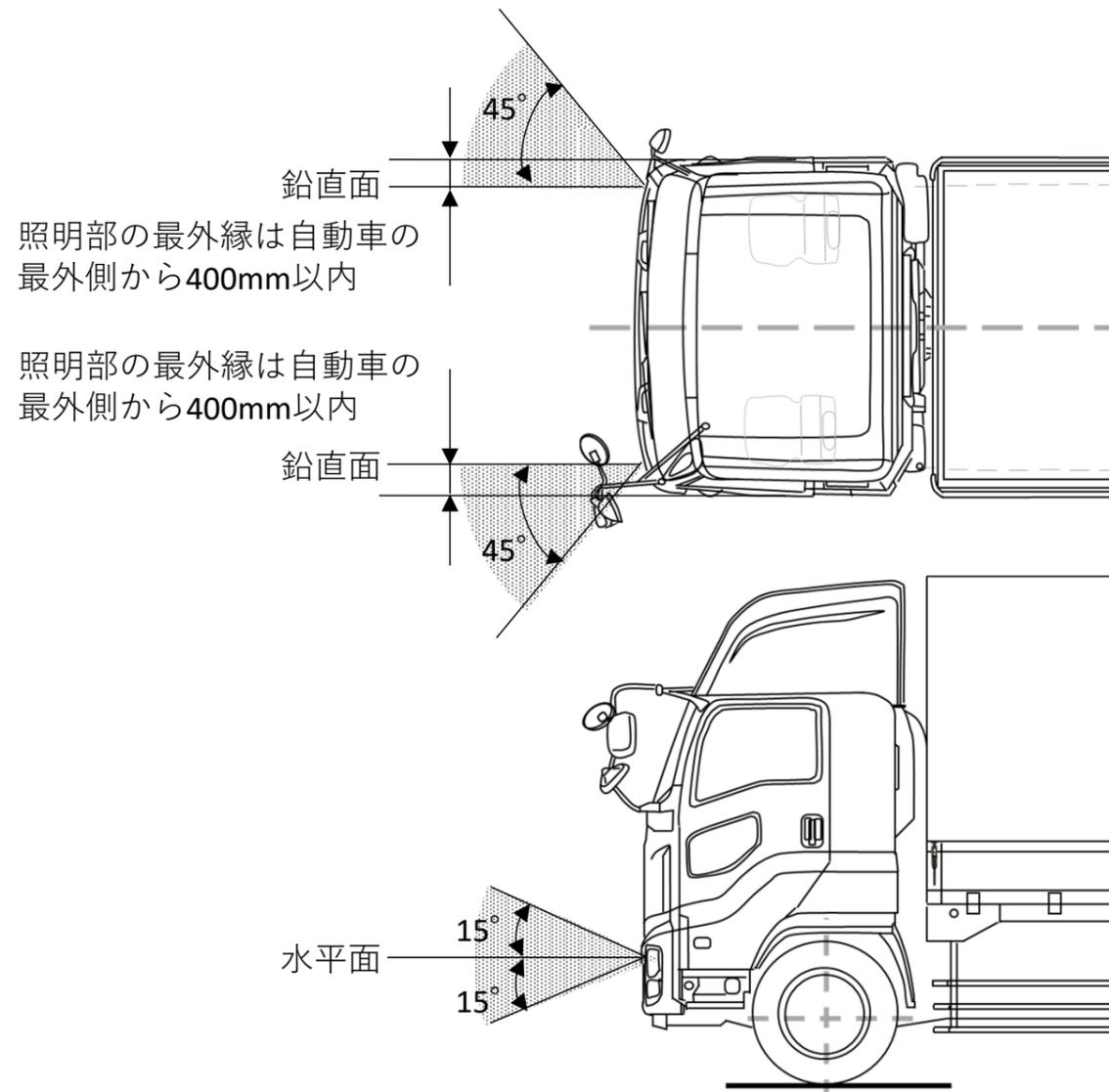
第37条の2 後部霧灯



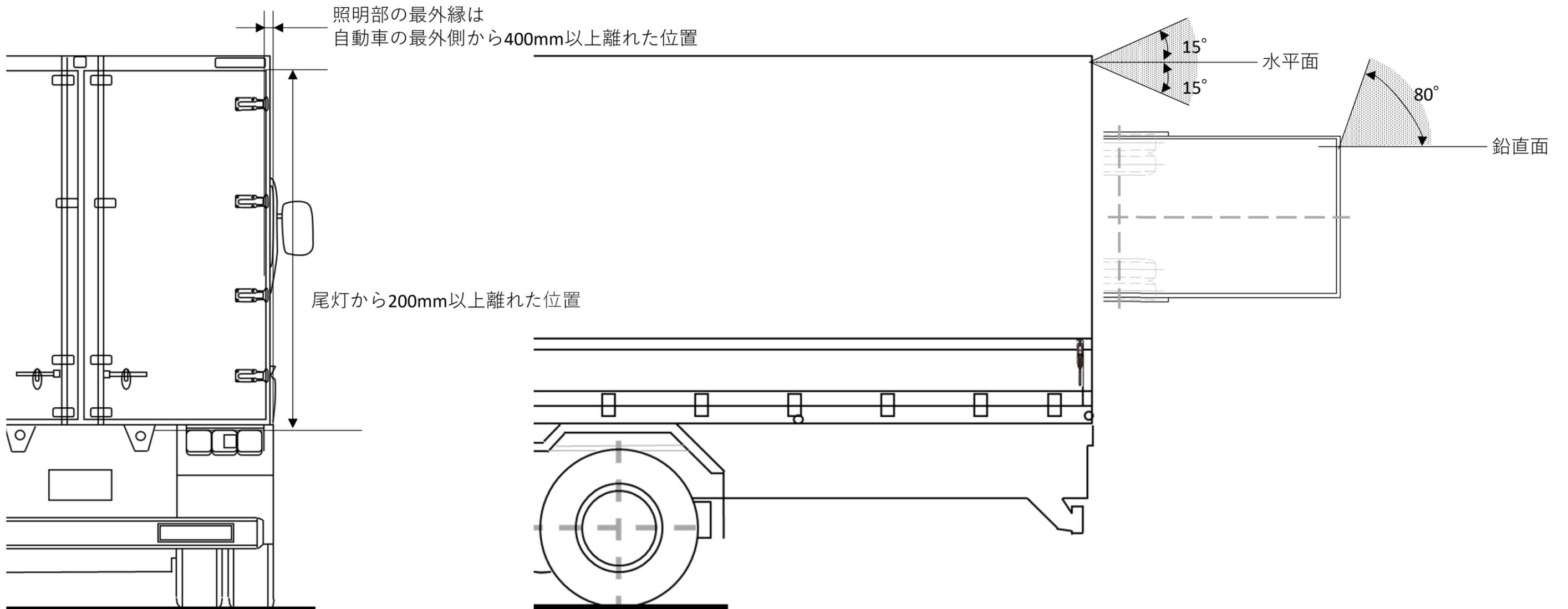
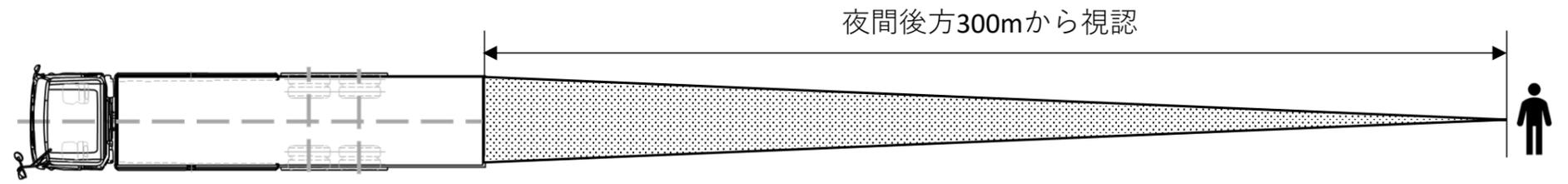
第37条の3 駐車灯



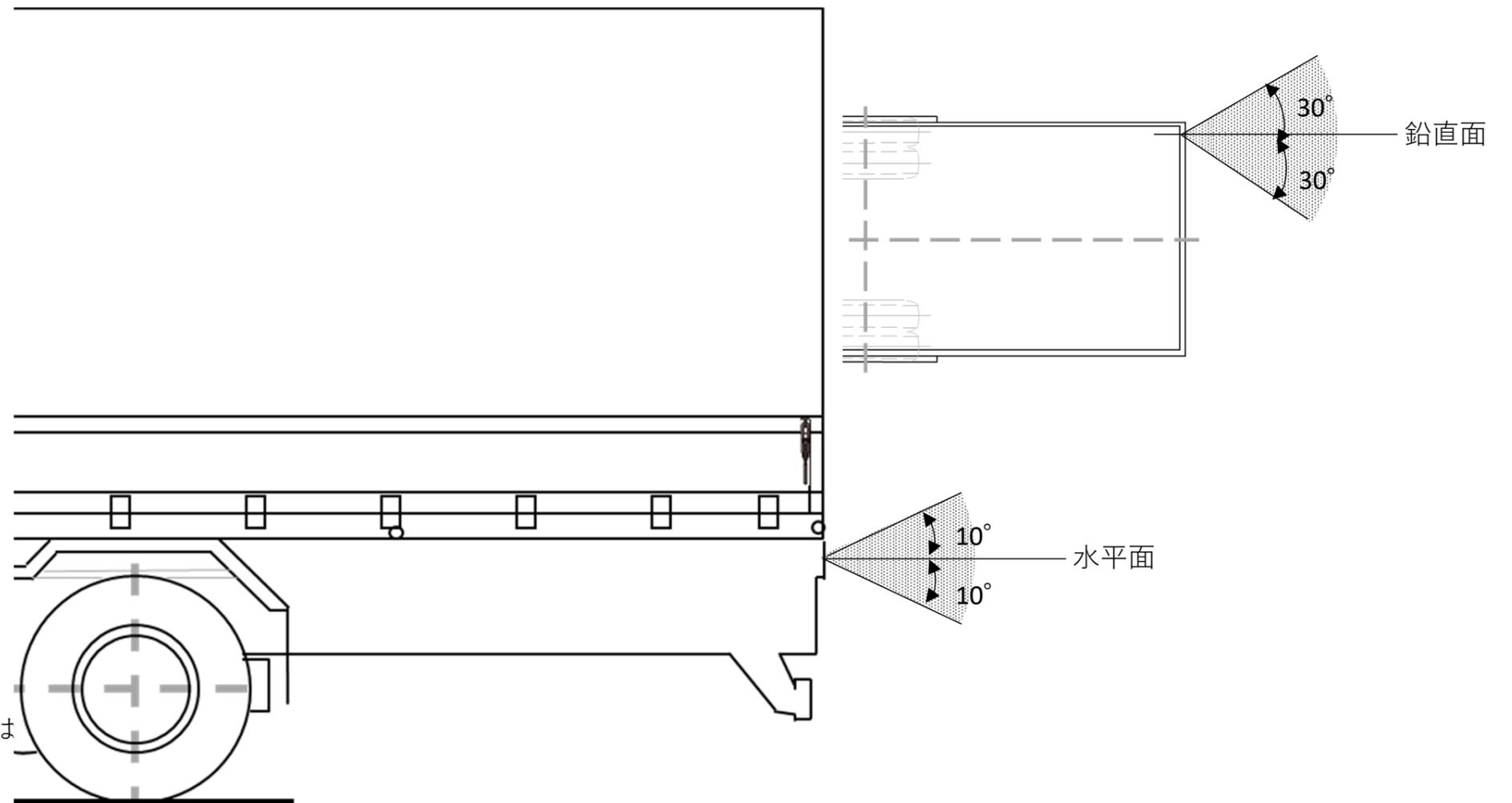
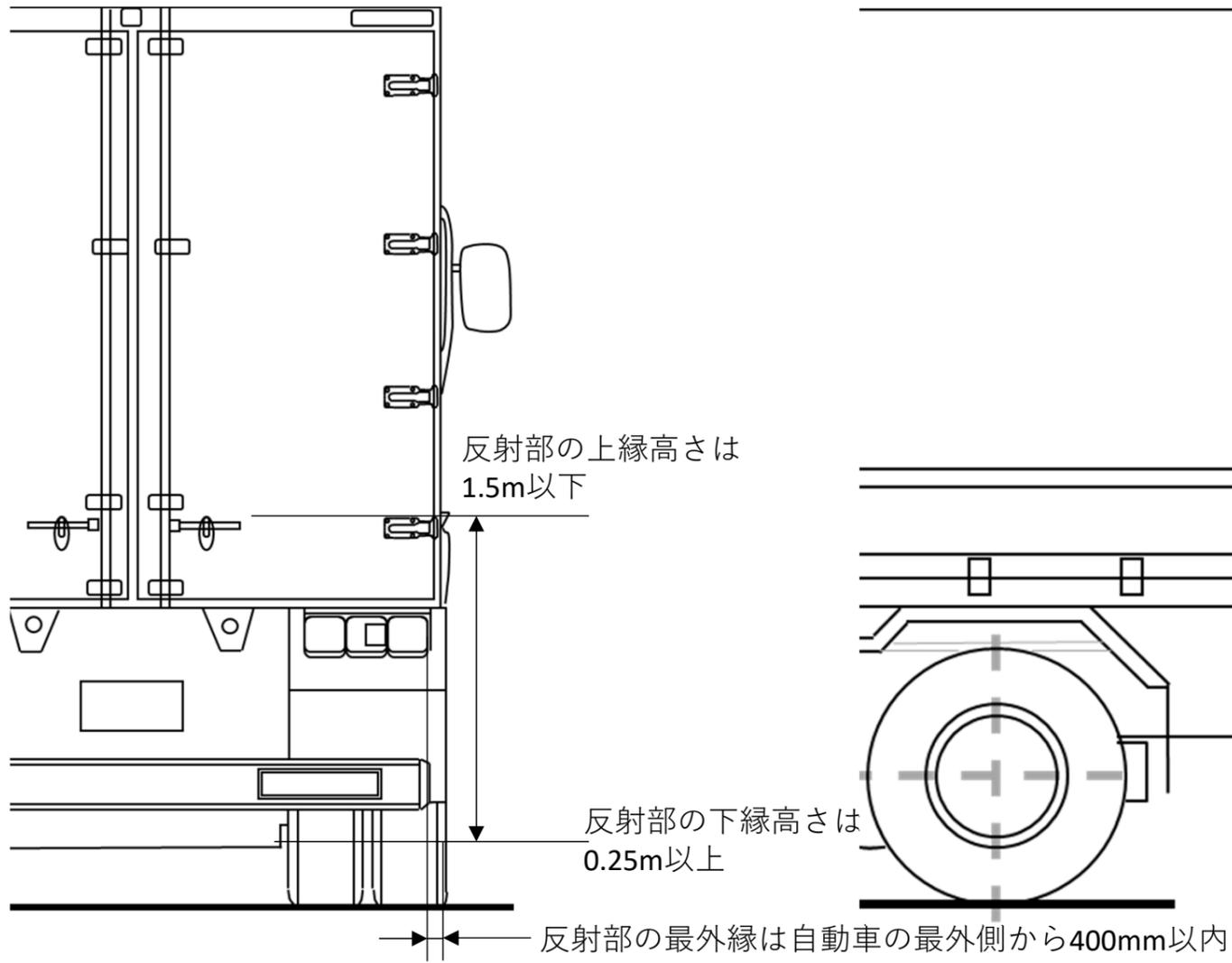
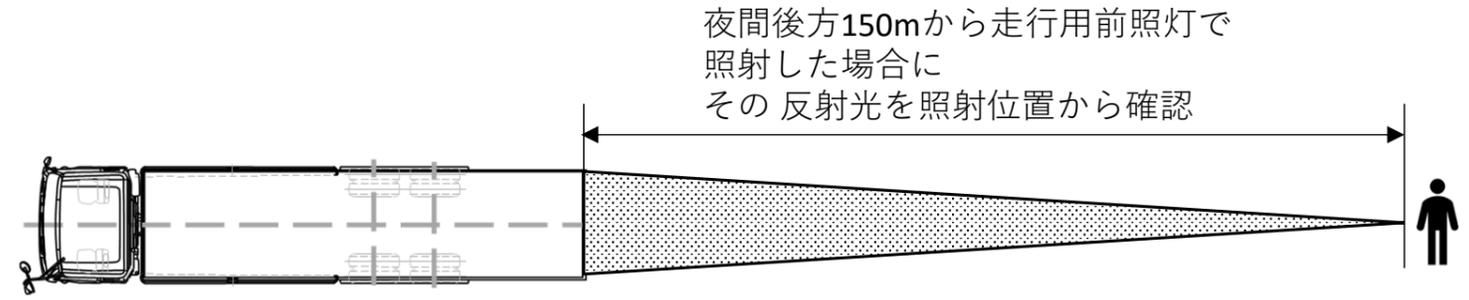
両側面の場合は、夜間前方150m及び後方150mから点灯を確認



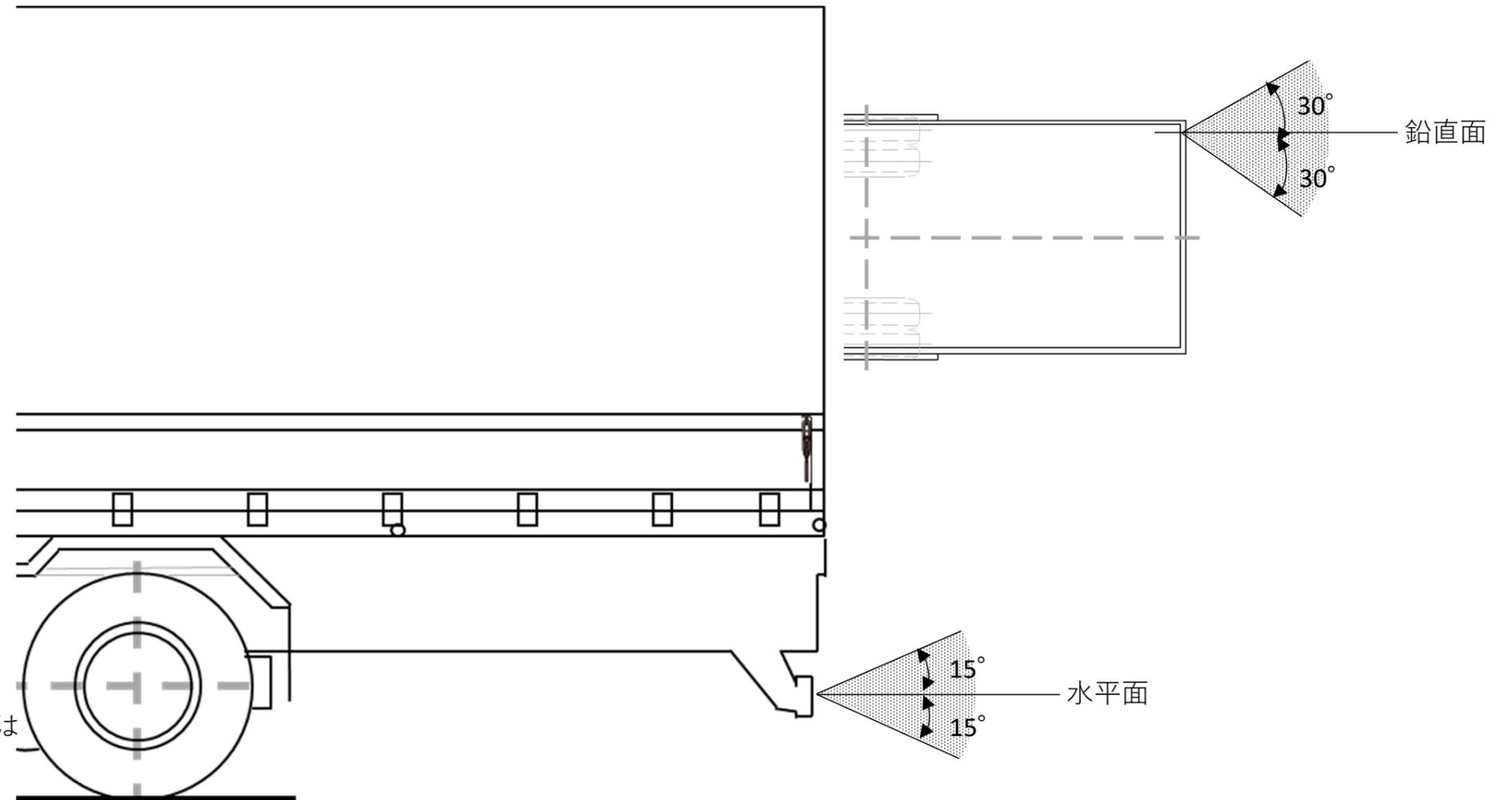
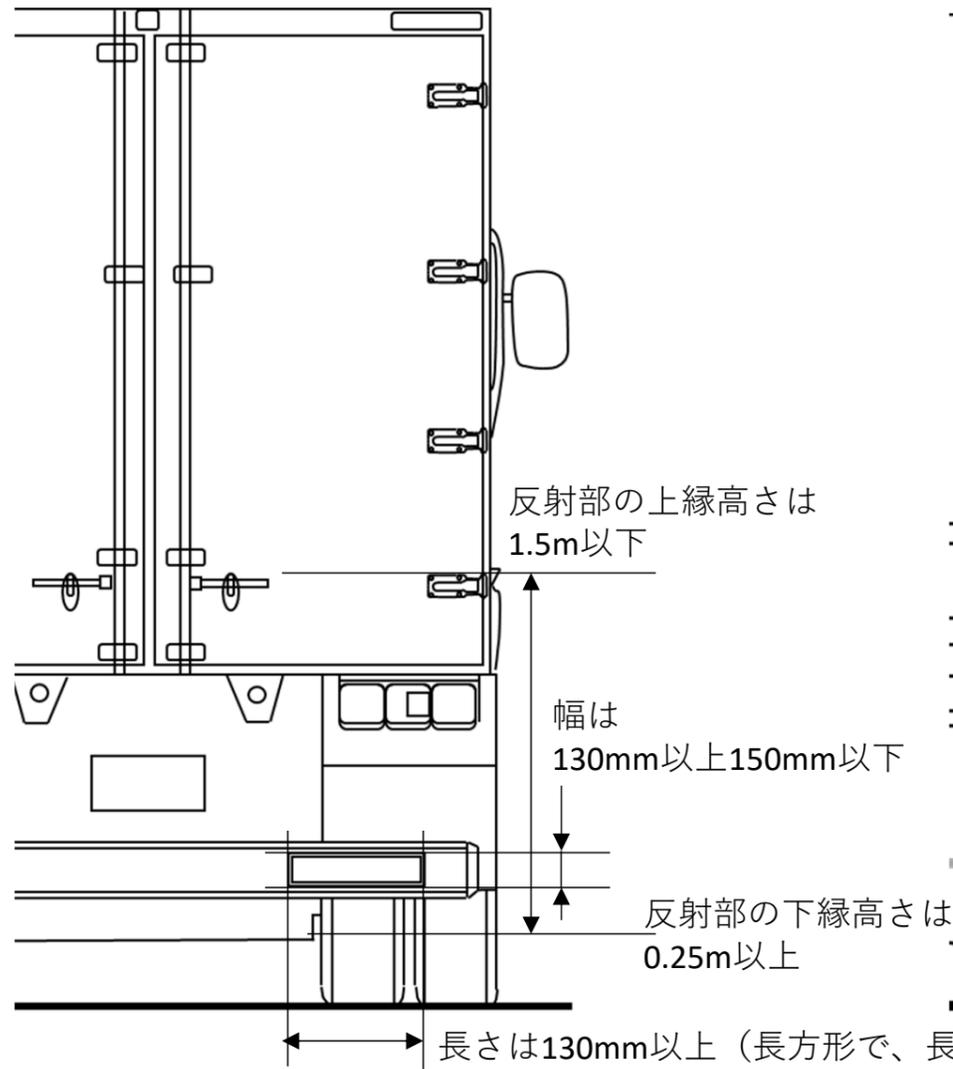
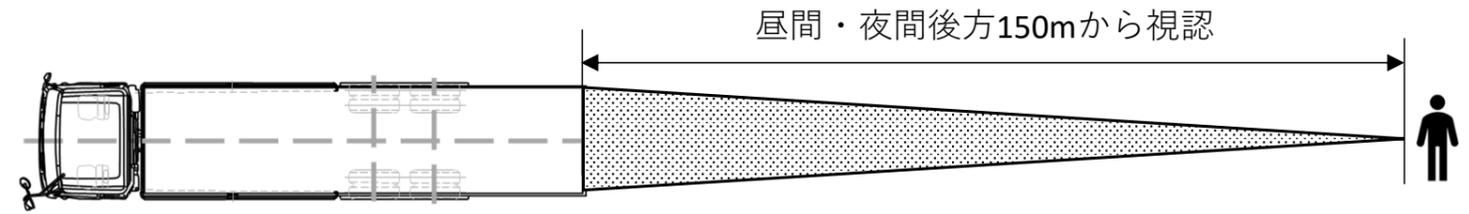
第37条の4 後部上側端灯



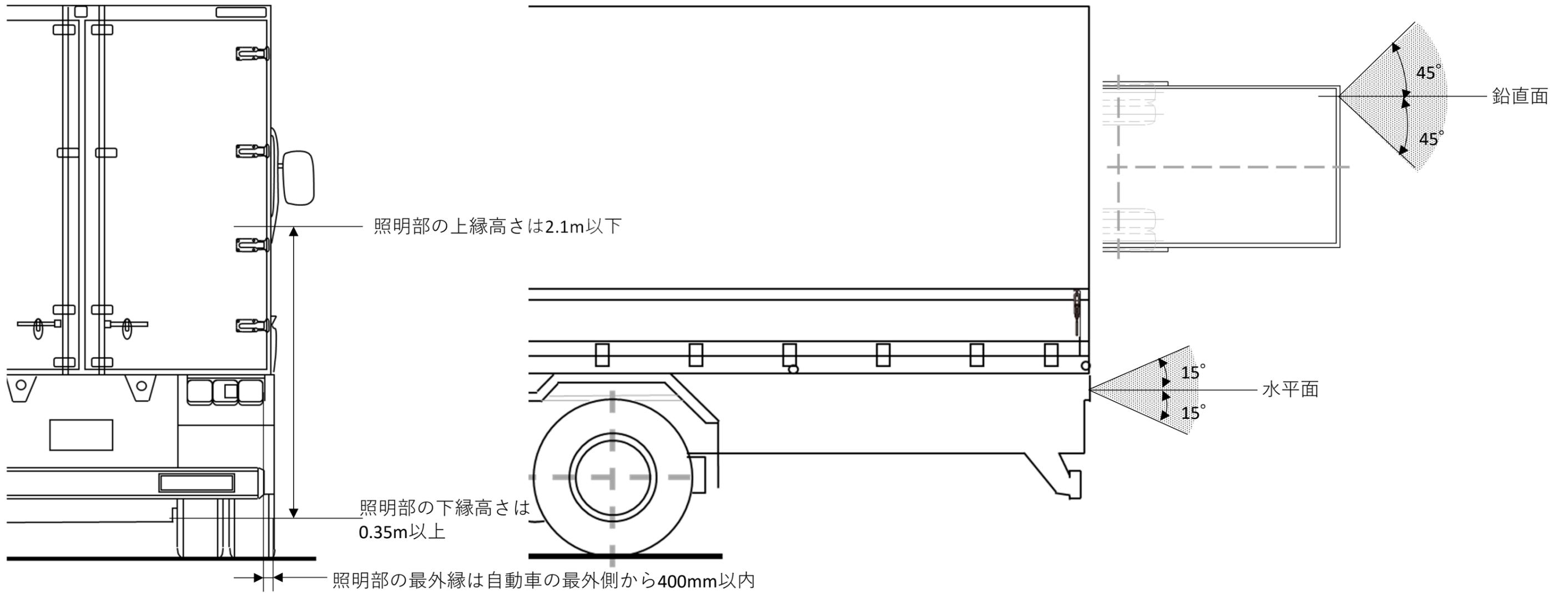
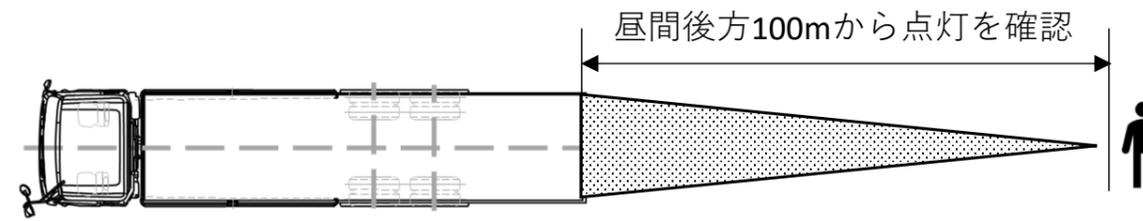
第38条 後部反射器



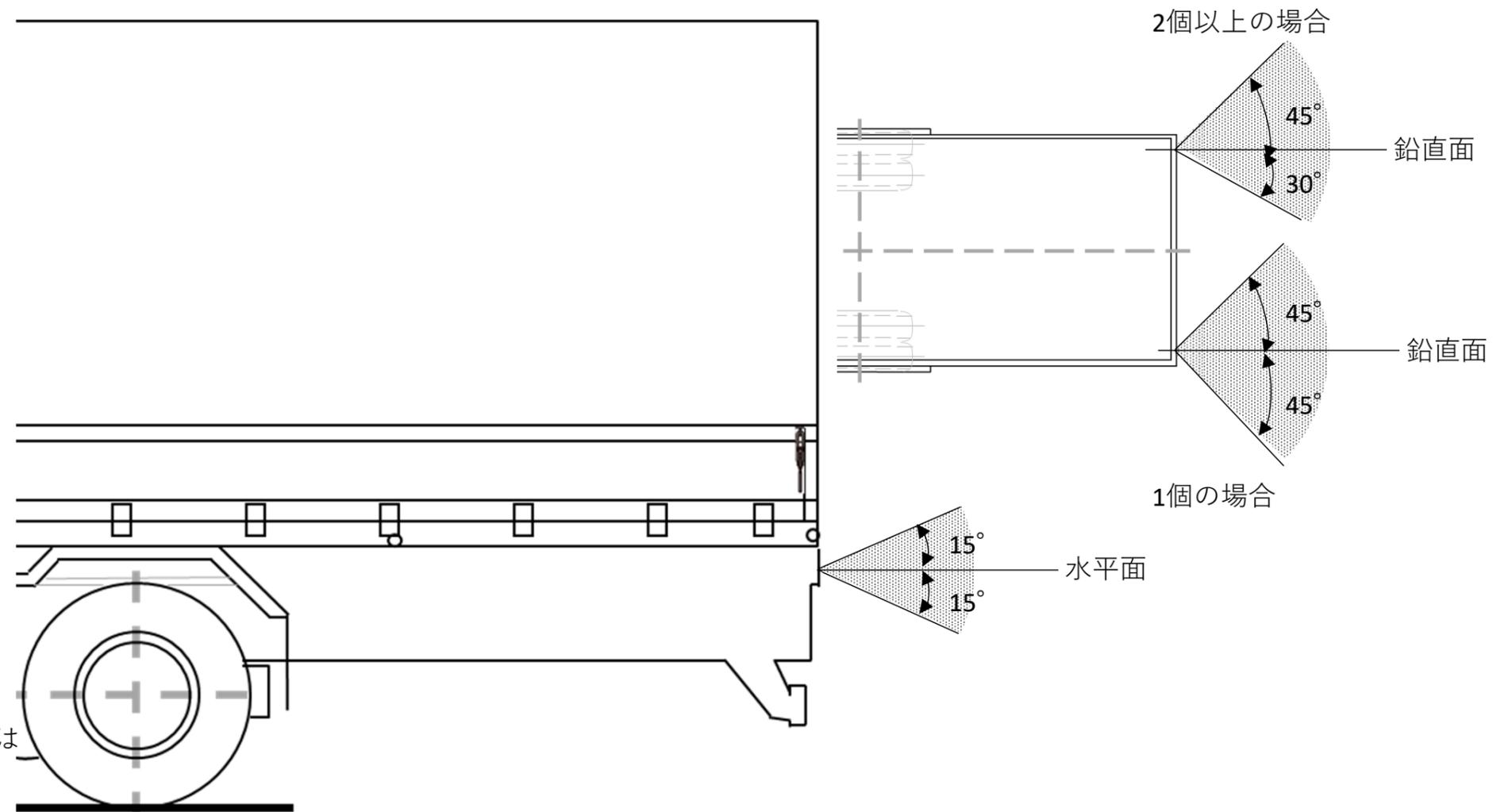
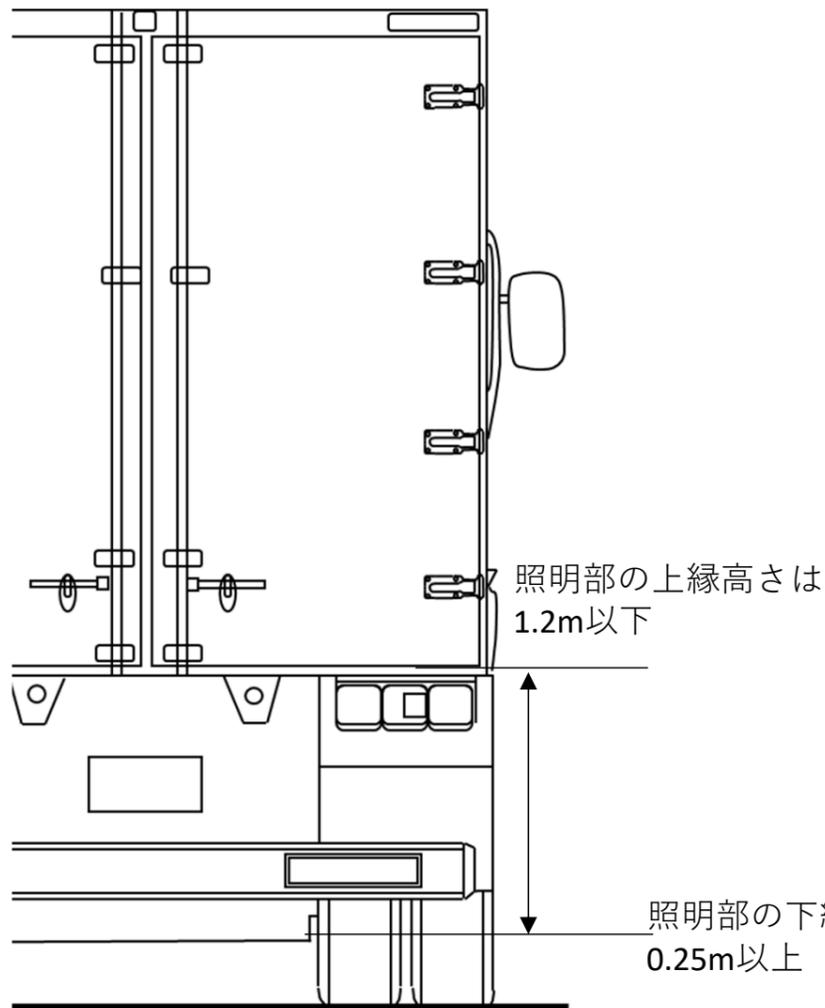
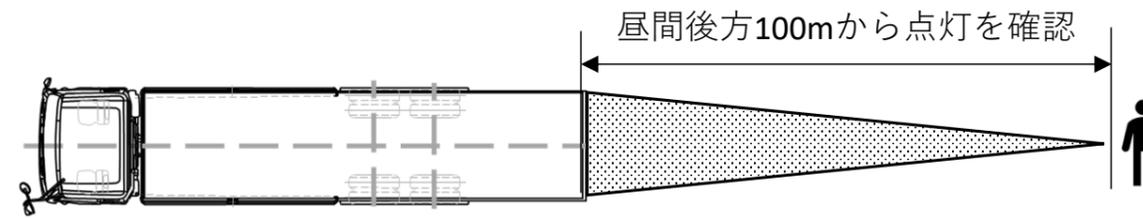
第38条の2 大型後部反射器



第39条 制動灯



第40条 後退灯



第41条 方向指示器 (大型貨物自動車で両側面1個の場合)

